

静岡市歩きたばこ禁止条例

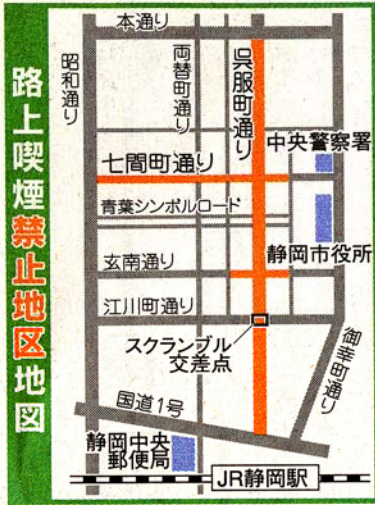
呉服町、七間町通り指定

来年4月から 過料2千円徴収

静岡市路上喫煙被害等防止条例（歩きたばこ禁止条例）の施行（十月一日）を前に静岡市は二十二日、路上喫煙禁止地区と過料の徴収額などを発表した。禁止地区はJR静岡駅北口側の中心市街地を形成する呉服町通りと七間町通りで、総延長は千三百メートル。違反行為に対して来年四月一日から適用する過料の額は二千円に決まった。

や、健康で安全・安心な生活環境の保持をうたった。規制内容には（市内全域の）路上で喫煙しようとする時は、喫煙による他人への被害（身体や

禁止地区内での路上日、禁止となり、市の職 巡回指導する。来年四月から過料徴収などの対応に喫煙は十月一日から終 員が一日二回程度、巡らは非常勤職員六人が当たる。



路上喫煙禁止地区地図



路面シートやポスターなどに使われる路上喫煙禁止マーク

条例施行に先立って市は二十五日から、禁止地区内にポスターやフラッグ（旗）を掲げ、歩道には路面シートを張って、周知を図る。中学生の請願をきっかけに制定された同条例は目的として、快適な道路などの公共空間の確保